

## 公的弁護制度について（１）

（注）本ペーパーは，事務局において，これまでの本検討会における議論を踏まえ，今後の具体的な制度設計に向けた議論のたたき台とするために作成したものであるが，ここに記載されていない案を議論の対象とすることを否定するものではない。

### 第 1 被疑者に対する公的弁護制度の対象事件（身柄拘束の有無による限定）

被疑者に対する公的弁護制度の対象事件は，身柄拘束されたものに限るものとする。

### 第 2 請求による選任制度

#### 1 被疑者に選任請求権を与える事件の範囲（罪名による限定）

**A 案** 罪名による限定は設けないものとする。

**B 案** 一定の重大事件に限るものとする。

**B - 1 案** 必要的弁護事件（死刑又は無期若しくは長期 3 年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件）に限るものとする。

**B - 2 案** 法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件のうち，刑法 2 3 6 条等の罪を除いたもの）に限るものとする。

**B - 3 案** 裁判員制度の対象事件に限るものとする。

#### 2 被疑者に対する弁護人の選任要件

被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないこと及び被疑者以外の者が選任した弁護人がないことを要件とする。

##### (1) 貧困要件

被疑者が貧困により弁護人を選任することができないとの要件（以下「貧困要件」という。）について，資力に関する明確な基準を定めるものとする。

##### ア 資力に関する基準の内容

**A 案** 現金，預金など容易に弁護報酬の支払に充てることが可能な流動性のある資産の総額から，標準的と思われる弁護報酬の金額を

支払うことができるかどうかを基準とする。

**B案** 手取り月収額を基準とする。

#### イ 資力を考慮する者の範囲

**A案** 被疑者の資力のみを考慮するものとする。

**B案** 被疑者のほか，一定の範囲の親族の資力も，考慮するものとする。

(2) 被疑者が貧困以外のその他の事由により弁護人を選任することができないこと（以下「その他要件」という。）

(3) 被疑者以外の者が選任した弁護人がないこと

### 3 被疑者に対する弁護人の選任手続

#### (1) 貧困要件の審査

##### ア 審査資料

**A案** 被疑者に資力申告書を作成・提出させるものとする。

**B案** 捜査機関が被疑者から資力を聴取して供述調書を作成するものとする。

**C案** 弁護士が被疑者から資力を聴取して供述録取書を作成・提出するものとする。

##### イ その正確性の担保方法

**A案** 虚偽の資力申告書の提出に対し，罰則を設けるものとする。

**B案** 被疑者の資力申告が事実と反していた場合には，費用を負担させるものとする。

(2) 私選弁護人選任申出の前置の要否（その他要件の審査を含む）

##### ア 手続的要件としての私選弁護人選任申出の前置の要否

**A案** 弁護士会を指定して弁護人選任の申出を行ったが，弁護人を選任できなかったことを弁護人選任の手続的要件とする。

**B案** 弁護士会を指定して弁護人選任の申出を行ったが，弁護人を選

任できなかったことを弁護人選任の手続的要件とするが、資力がない被疑者には、弁護士会を指定して弁護人選任の申出を行ったことを要しないものとする。

**C案** 弁護士会を指定して弁護人選任の申出を行ったが、弁護人を選任できなかったことを弁護人選任の手続的要件とはしないものとする。

#### イ 審査資料

**A案** 弁護士会（又は弁護士会を代表して接見した弁護士）において、選任の依頼があったが、当該弁護士会においては受任する弁護士がなかった旨を明らかにする書面を作成・提出するものとする。

**B案** 被疑者の申告によるものとする。

#### (3) 選任要件の疎明責任

選任要件の存否不明の場合、どのように取り扱うか。

#### (4) 費用の一部の予納

弁護人を選任する段階で、ある程度の資力のある被疑者には、費用の一部を予納させるものとするか。

### 4 関連問題（被告人に対する弁護人の選任要件及び選任手続）

#### (1) 任意的弁護事件

任意的弁護事件における被告人に対する国選弁護人の選任要件及び選任手続について、被疑者の場合と同様とするか。

#### (2) 必要的弁護事件

必要的弁護事件における被告人に対する国選弁護人の選任要件及び選任手続について、どのように考えるか。

### 第3 職権による選任制度及び必要的選任制度の当否

#### 1 職権による選任制度

**A案** 次の場合に被疑者に弁護人がないときは、裁判官は、職権で弁護人を付することができるものとする。

- ア 被疑者が未成年者であるとき
- イ 被疑者が年齢70年以上の者であるとき
- ウ 被疑者が耳の聞こえない者又は口のきけない者であるとき
- エ 被疑者が心神喪失者又は心神耗弱者である疑いがあるとき
- オ その他必要と認めるとき

**〔B案〕** 被疑者が弁護人選任請求権を有する場合において、選任請求するかどうかの判断能力が不十分であると認められるときは、裁判官は、職権で弁護人を付することができるものとする。

**〔C案〕** 職権による選任制度は設けないものとする。

## 2 必要的選任制度

**〔A案〕** 次の場合に被疑者に弁護人がないときは、裁判官は、職権で弁護人を付さなければならないものとする。

- ア 被疑者が未成年者であるとき
- イ 被疑者が年齢70年以上の者であるとき
- ウ 被疑者が耳の聞こえない者又は口のきけない者であるとき
- エ 被疑者が心神喪失者又は心神耗弱者である疑いがあるとき
- オ その他必要と認めるとき

**〔B案〕** 次の場合に被疑者に弁護人がないときは、裁判官は、職権で弁護人を付さなければならないものとする。

- ア 被疑事実が法定合議事件であるとき
- イ 被疑者が年齢18年未満の者であるとき
- ウ 被疑者が被疑事実を否認しているとき

**〔C案〕** 必要的選任制度は設けないものとする。

## 第4 その他弁護人の選任に関する事項

### 1 選任できる人数

公的弁護制度下で被疑者のため選任できる弁護人の人数について、どのように考えるか。

**〔A案〕** 一人に限るものとする。

**〔B案〕** 原則として一人に限るが、複雑困難な事案等で一人の弁護人では、十分な弁護活動を行うことができない場合には、裁判官は、先に選任された公的弁護人の申出により、職権で弁護人を追加選任することができるものとする。

**C案** 原則として一人に限るが、複雑困難な事案等で一人の弁護士では、十分な弁護活動を行うことができない場合には、被疑者又は弁護士は、裁判所に対し、弁護人の追加選任を請求することができるものとする。

## 2 管轄区域と選任できる弁護士の制限

公的弁護制度下で弁護士に選任できる弁護士に関する管轄区域の制限について、どのように考えるか。

**A案** 刑訴規則29条1項を維持しつつ、さらに、特に必要があると認めるときは、常勤弁護士や契約弁護士について、例外を認めるものとする。

**B案** 刑訴規則29条1項による管轄区域の制限を廃止するものとする。

## 3 同一の弁護士による数人の被疑者の弁護の可否

同一の弁護士が関連する数人の被疑者の弁護をすることはできないものとするか。

# 第5 公的弁護制度下での弁護人の選任の始期及び選任の効力の終期

## 1 公的弁護制度下における被疑者に対する弁護人の選任の始期

**A案** 被疑者に対する弁護人の選任の始期は逮捕段階からとし、逮捕された被疑者に弁護士選任請求権を付与するものとする。ただし、弁護士選任前に釈放された場合には、弁護士を選任しないものとする。

**B案** 被疑者に対する弁護人の選任の始期は勾留段階からとし、勾留請求された被疑者に弁護士選任請求権を付与するものとする。ただし、弁護士選任前に釈放された場合には、弁護士を選任しないものとする。

## 2 公的弁護制度下における弁護人の選任の効力の終期

### (1) 公訴提起（公判請求及び略式命令請求）がなされた場合

**A案** 選任の効力は維持されるものとし、略式命令若しくは一審判決が確定した時又は移審の時、選任の効力は終了するものとする。

**B案** 公訴提起がなされた時、選任の効力は終了するものとする。

### (2) 公訴提起されずに釈放された場合

**A案** 選任の効力は維持されるものとし、不起訴処分がなされた時、選

任の効力は終了するものとする。

**B案** 釈放された時，選任の効力は終了するものとする。

(3) 家裁送致された場合

**A案** 家裁送致された時，選任の効力は終了するものとする。

**B案** 公的付添人とみなされるものとする。

3 公的弁護制度下における弁護人の解任

(1) 解任権の主体

公訴提起前は裁判官とし，公訴提起後は裁判所又は裁判長とする。

(2) 解任請求権

被疑者・被告人又は弁護人は，正当な理由がある場合には，弁護人の解任を請求できるものとするか。

(3) 解任への弁護士会の関与

解任への弁護士会の関与について，どのように考えるか。

(4) 解任事由

解任事由を定めることについて，どのように考えるか。

4 選任の効力が及ぶ事件の範囲

(1) 別の被疑事実で身柄拘束された場合

**A案** 新たに身柄拘束された被疑事実について弁護人となるには，当該事実につき選任命令を得ることを要するものとする。

**B案** 新たに身柄拘束された被疑事実についても，弁護人としての地位を有するものとする。

(2) 追起訴された場合

同一裁判所に公訴が提起され，かつ，これと併合された他の事件についてもその効力を有するものとし，裁判所がこれと異なる決定をしたときは，この限りでないものとするか。